

立命館生協 パソコンスキル講座 お申し込みのみなさまへ（概要書面）

「パソコンスキル講座」（以下、「本講座」といいます）のお申し込みにあたっては、事前に下記事項を必ずご確認くださいませようお願いします。

事業者名：立命館生活協同組合

住所：京都市北区等持院北町 56-1

電話：075-465-8280

代表者：専務理事 風折 昌樹

【ご確認ください】

この文書の内容を十分にお読みください

1. 役務内容及びご購入いただく商品、及びその費用については以下の通りです。（単位：円/消費税含む）

パソコンスキル講座（単価 6,000 円 × 全 9 コマ）	54,000	教材費（電子教材/オリジナルテキスト 1 冊）	3,000
初期費用	3,000	受講料（立パ/月購入者） 合計	60,000
立パ/購入者割引	15,000	受講料（立パ/購入者） 合計	45,000

2. 本講座は、2025 年 1 月～2025 年 6 月までの期間で開講し、コース・クラスを選択して受講していただけます。
3. 本講座の実施形態はオンライン（Web 会議システム「Zoom」を利用）を含みます。オンラインで参加するための機器や回線などの環境は受講生が用意するものとします。
4. 本講座に関わるテキスト・配布資料・その他の印刷物、音源・画像・動画データなど（以下、「教材」といいます）を立命館生活協同組合（以下、「生協」といいます）に無断で複製・複写・中継することは一切できません。また、講座の様子を生協の許可なく個人で収録・再配布・上映することは一切できません。
5. 本講座は生協組合員が参加することができ、これを受講する権利を他人に譲渡することはできません。
6. 講座事務局の管理のもとで本講座の撮影・録音を行うことがあります。撮影・録音した画像・音声等は講座事務局が管理し、講座の品質向上、及び普及広報のため使用します。ただし、普及広報目的の場合に限り、申込者が撮影・録音の事前に書面を提出することにより、撮影・録音した画像・音声の利用を個人の特定ができない状態にすることを申し出ることができるものとします。
7. **クーリング・オフに関する事項**
- (1) 契約の締結の年月日は、生協が所定のご注文 Web サイトまたは店頭にて受講料を受領した日とします。
- (2) 契約書面を受け取った日を含む 8 日間は、書面または電磁的記録より無条件に本講座の特定継続的役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解除）を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。
- (3) 前項に規定する解約の効力は、契約解除の通知書面または電磁的記録を大学生協へ提出、もしくは郵送した日（郵便消印日付）から生じます。
- (4) この場合は、申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。既に本講座受講料（教材代金含む）の全部、または一部を支払われている場合は、速やかに生協よりその金額の返還をうけることができます。
- (5) クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかった場合には、申込者が改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む 8 日間を経過するまでは、クーリング・オフができます。
8. 中途解約（クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除）に関する事項
- (1) 本講座第 1 回開始前までの契約解除の場合、講座受講料（教材代金含む）から 15,000 円、及び使用された教材がある場合はその価格相当額を差し引いて返金いたします。
- (2) 本講座第 1 回開始後の契約解除の場合、受領済み受講料から以下を差し引いた金額を返金いたします。
- ① 実施済み受講回数（コマ数） × 受講単価
 - ② 使用済みの教材費
 - ③ 初期費用
 - ④ 解約手数料として、受講料から①②③を差し引いた額の 20%に相当する額
- (3) 短期コース・対面コース各クラスとの間でコース・クラス変更を行った場合、いずれかのクラスで受講した回数（コマ数）の多いものを受講済み回数とし、遡って受講回数を減少させることはできません。
9. 前受金の保全措置はとっておりません。
10. 受講に際しての接続や回線によるトラブル、視聴品質の低下等については原因の如何を問わず生協ではその責を負いません。
11. 本講座の受講によって機器・ソフトウェア・データ等に損害が生じた場合、対象物及び理由の如何を問わず生協はその責を負いません。
12. 本講座の受講日や実施場所や軽微な役務の変更がある場合は、講座で使用するシステムへの掲示、または受講者宛メール等の電子的手段にて告知を行います。
13. 頂いた個人情報は、個人情報保護方針（https://www.ritsco-op.jp/about/about_334.html）に則り立命館生協が管理します。
14. この書面に記載のない事項については約款の定めによります。

以上